生活習慣病管理料 (I) • (II)

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へと移行いたします。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名(サイン)を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願いします。

長期処方・リフィル処方箋について

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上の長期の処方を行うこと、リフィル処 方箋の発行を行う場合がございます。

上記内容により一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますので、ご了承ください。

南大和病院